

東京リコーダー教育研究会 会則

§ 第1章 総則 §

第1条（名称） 本会は、東京リコーダー教育研究会
（Tokyo Recorder Seminar 略称T.R.S）とする。

第2条（所在） 本会の事務局は、会長の指定するところに置く。

§ 第2章 目的及び事業 §

第3条（目的） 本会はリコーダーの演奏と指導に関する研究を推進し、リコーダー音楽の普及発展のために、リコーダーに関する作品の開発や、国内外の演奏家及び研究家の交流・親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. リコーダーに関する講習会、研究会、演奏会、コンテストなどの開催
2. リコーダーに関する作品の募集や発表会の開催
3. 会報などの発行による資料の紹介や情報の交換
4. 会員相互及び他の研究団体・演奏家との交流・親睦の企画
5. その他本会の目的達成のために必要と認める事業に関すること

§ 第3章 会員 §

第5条（登録） 本会の会員は、リコーダーを愛好するもので、所定の手続きを経て登録したものである。会員は基本的に毎年6月までに登録する。
また、会の主催する催し(第4条2)に参加した団体は催しの申込日までに団体名で登録を済ませる。

§ 第4章 役員 §

第6条（構成） 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-------------------|-----|-------------------|------|
| 1. 会 長 | 1名 | 4. 常任委員 | 若干名 |
| 2. 副会長 | 若干名 | 5. 会 計 | 1～2名 |
| 3. 事務局長 | 1名 | 6. 監 事 | 1～2名 |

- 第7条（任務） 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し統轄する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故または欠けた時はその職務を代行する。
 3. 事務局には次長または事務員を必要に応じて置くことができる。
 4. 役員は役員会を組織し、諸案の審議・議決・運営に当たる。
 5. 監事は事業及び会計を監査し役員会・総会で報告する。また、役員会にはオブザーバーとして加わることができる。
- 第8条（選任） 役員の選任は次の通りとする。
1. 会長は、役員会で推挙し、総会で承認する。
 2. 副会長、事務局長、会計は会長を含む役員会で推挙し、総会で承認する。
 3. 監事は役員会で推挙後、会長から委嘱し総会で承認する。
- 第9条（任期） 役員の任期は、2ヶ年とし、再選を妨げない。
任期開始日及び終了日は、年度制度と同様に4月に始まり、翌年3月に終わりとする。
- 第10条 本会に、顧問・名誉会長・及び賛助会員をおくことができる。
- 第11条 顧問・名誉会長・及び賛助会員は役員会で推挙し、総会に報告する。

§ 第5章 会議 §

- 第12条（種類） 会議は総会、役員会とする。
- 第13条（内容） 総会は、毎年1回会長が招集する。（定期開催月は5月～6月）
役員会または総会で過半数の要望があったときは臨時総会を開くことができる。
役員会は必要に応じて随時、会長または事務局長が招集する。
- 第14条（議事）
1. 総会に付議する事項は次の通りとする。
 - (1)事業報告及び計画に関する件
 - (2)決算及び予算に関する件
 - (3)役員選任に関する件
 - (4)規約の変更に関する件
 - (5)その他重要な事項
 2. 役員会に付議する事項は次の通りとする。
 - (1)事業の企画と遂行に関する件
 - (2)会計に関する件
 - (3)規約・細則等に関する件
 - (4)会員・役員・顧問・及び賛助会員に関する件
 - (5)交流・親睦・その他必要な事項に関する件

§ 第6章 会計 §

- 第15条（経費） 本会の経費は、会費・助成金・賛助会費等を充てる。
会費は、年額3000円とする。（年度途中でも同額とする）
会費の納入は、毎年6月末日までに納入することを原則とする。
会の主催する事業に参加する団体は事業の申込日までに納入する。
賛助会員は、別に定めた所による。
毎年3月に事業監査及び会計監査を行い、役員会及び総会に報告する。
- 第16条（年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。
なお、会員資格は会計年度に一致する。

§ 付則 §

- 1 本規約の実施に必要な細則は別に定める所による。
- 2 退会または一時休会しようとするときは、書面を以て届け出るものとする。
- 3 本会は、全日本リコーダー教育研究会に所属する。
- 4 別に作成する会員名簿の記載事項に変更のある時は速やかに事務局に届け出る。
- 5 本規約は、令和2年6月7日より効力を発する。

昭和48年10月26日制定

昭和49年12月12日改訂

昭和51年5月9日改訂

昭和54年4月21日改訂

昭和61年6月21日改訂

平成8年6月15日改訂

平成14年7月6日制定

平成23年8月20日制定

令和2年6月7日発行

令和4年5月29日改訂

東京リコーダー教育研究会事務局所在地

川越市立霞ヶ関小学校（富山和幸）

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡177